

議案第 号

宝塚市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市農業共済条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年(2018年) 月 日提出

宝塚市長 中川 智子

宝塚市条例第 号

宝塚市農業共済条例の一部を改正する条例

宝塚市農業共済条例(昭和42年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「農業災害補償法」を「農業災害補償法の一部を改正する法律(平成29年法律第74号)による改正前の農業災害補償法」に改める。

第3条第1項第3号中「農業災害補償法施行規則」を「農業災害補償法施行規則の一部を改正する規則(平成29年農林水産省令第63号)による改正前の農業災害補償法施行規則」に改める。

第70条の12中「種別をいう。」の次に「次項において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

2 法施行規則別表のプラスチックハウスⅡ類の区分に属する特定園芸施設に係る園芸施設共済の共済掛金率は、前項の規定による共済掛金率に代えて、園芸施設共済の共済目的等による種別ごとに、第2条に規定する区域の属する地域に係る法第120条の23第3項の園芸施設危険段階基準共済掛金率と同率とする。

第70条の13第1項中「園芸施設共済の共済掛金率」の次に「、各危険段階に属する園芸施設共済加入者の氏名又は名称(園芸施設共済加入者たる法人の代表権を有する者の氏名を含む。以下この条において同じ。)及び住所」を加え、同条第2項及び第3項に次のただし書を加える。

ただし、園芸施設共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、兵庫県知事の認可のあった日又は平成30年4月1日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第70条の12の規定は、平成30年4月1日以後に共済責任期間を開始する園芸施設共済の共済関係について適用し、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係は、なお従前の例による。

議案第 号

宝塚市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市農業共済条例(昭和42年条例第11号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 宝塚市(以下「市」という。)が農業災害補償法</p> <hr/> <p>(昭和22年法律第185号。以下「法」という。)に基づいて行う共済事業に関しては、法令に別段の定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(共済事業の種類並びに共済目的及び共済事故)。</p> <p>第3条 市は、農作物共済、家畜共済及び園芸施設共済を行うものとし、農作物共済にあつては第1号、家畜共済にあつては第2号、園芸施設共済にあつては第3号に掲げる共済目的につき、当該各号に掲げる共済事故によって生じた損害について、市との間に共済関係の存する者に対して共済金を交付するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 共済目的 施設園芸(農作物の生育条件を一定の施設により調節し、及び管理して、これを栽培することをいう。以下同じ。)の用に供する施設(以下「施設園芸用施設」という。)のうち温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設(これらに附属する設備を含むものとし、被覆物を移動し、又は除去しなければその内部で通常の栽培作業を行うことができない施設園芸用施設、単位面積当たりの再建築価額(当該施設園芸用施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを再築するのに要する費用に相当する金額をいう。)が農業災害補償法施行規則</p> <hr/> <p>(昭和22年農林省令第95号。以下「法施行規則」という。)第15条の6の規定により農林水産大臣の定める金額に満たないもの及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 宝塚市(以下「市」という。)が農業災害補償法の一部を改正する法律(平成29年法律第74号)による改正前の農業災害補償法(昭和22年法律第185号。以下「法」という。)に基づいて行う共済事業に関しては、法令に別段の定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(共済事業の種類並びに共済目的及び共済事故)。</p> <p>第3条 市は、農作物共済、家畜共済及び園芸施設共済を行うものとし、農作物共済にあつては第1号、家畜共済にあつては第2号、園芸施設共済にあつては第3号に掲げる共済目的につき、当該各号に掲げる共済事故によって生じた損害について、市との間に共済関係の存する者に対して共済金を交付するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 共済目的 施設園芸(農作物の生育条件を一定の施設により調節し、及び管理して、これを栽培することをいう。以下同じ。)の用に供する施設(以下「施設園芸用施設」という。)のうち温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設(これらに附属する設備を含むものとし、被覆物を移動し、又は除去しなければその内部で通常の栽培作業を行うことができない施設園芸用施設、単位面積当たりの再建築価額(当該施設園芸用施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを再築するのに要する費用に相当する金額をいう。)が農業災害補償法施行規則の一部を改正する規則(平成29年農林水産省令第63号)による改正前の農業災害補償法施行規則(昭和22年農林省令第95号。以下「法施行規則」という。)第15条の6の規定により農林水産大臣の定める金額に満たないもの及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防</p>

止するための施設園芸用施設(その構造が温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設の構造に類するものを除く。)を除く。以下「特定園芸施設」という。)

共済事故 風水害、ひょう害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

2～5 (略)

(共済掛金率)

第70条の12 園芸施設共済の共済掛金率は、施設区分(法第120条の23第1項の施設区分をいう。)ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別(同項の園芸施設共済の共済目的等による種別をいう。_____)ごとに、第2条に規定する区域の属する地域に係る法第120条の23第1項の園芸施設基準共済掛金率と同率とする。

(園芸施設共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第70条の13 市長は、園芸施設共済の共済掛金率

____、共済金額、加入者負担共済掛金率等を記載した園芸施設共済掛金率等一覧表を作成し、これを市役所に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとすることができる。

2 市長は、前項に掲げる事項が改定されたときは、当該事項を公示しなければならない

止するための施設園芸用施設(その構造が温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設の構造に類するものを除く。)を除く。以下「特定園芸施設」という。)

共済事故 風水害、ひょう害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

2～5 (略)

(共済掛金率)

第70条の12 園芸施設共済の共済掛金率は、施設区分(法第120条の23第1項の施設区分をいう。)ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別(同項の園芸施設共済の共済目的等による種別をいう。次項において同じ。)ごとに、第2条に規定する区域の属する地域に係る法第120条の23第1項の園芸施設基準共済掛金率と同率とする。

2 法施行規則別表のプラスチックハウスⅡ類の区分に属する特定園芸施設に係る園芸施設共済の共済掛金率は、前項の規定による共済掛金率に代えて、園芸施設共済の共済目的等による種別ごとに、第2条に規定する区域の属する地域に係る法第120条の23第3項の園芸施設危険段階基準共済掛金率と同率とする。

(園芸施設共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第70条の13 市長は、園芸施設共済の共済掛金率、各危険段階に属する園芸施設共済加入者の氏名又は名称(園芸施設共済加入者たる法人の代表権を有する者の氏名を含む。以下この条において同じ。)及び住所、共済金額、加入者負担共済掛金率等を記載した園芸施設共済掛金率等一覧表を作成し、これを市役所に備えて置かなければならない。ただし、当該一覧表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとするができる。

2 市長は、前項に掲げる事項が改定されたときは、当該事項を公示しなければならない

い。 _____

3 園芸施設共済加入者は、いつでも、第1項の園芸施設共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。 _____

い。ただし、園芸施設共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。

3 園芸施設共済加入者は、いつでも、第1項の園芸施設共済掛金率等一覧表の閲覧を求めることができる。ただし、園芸施設共済加入者の氏名又は名称及び住所については、当該内容から除くものとする。

都市経営会議説明資料
平成30年(2018年)1月29日
産業文化部農政課

宝塚市農業共済条例の一部改正についての概要

1 背景

国においては、被害実態を的確に共済掛金に反映させ、農家間の負担の公平性を図るため、危険段階別共済掛金率の導入を積極的に推進しています。

このため、農業災害補償法の一部を改正する法律(平成29年6月23日公布法律74号)により、平成31年1月以降に共済責任期間が開始する全ての共済目的において、危険段階別共済掛金率の導入が義務化されました。(資料4)

園芸施設の共済掛金率に関する事項について、改正前の「農業災害補償法」と一部改正後の「農業保険法」の新旧対照表は、資料5のとおりです。

危険段階ごとの共済掛金率は、改正前では「危険段階別の共済掛金率を定めることができる。」とされていますが、農業保険法では「危険段階ごとに、基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。」とされています。

しかし、これに先立ち、加入促進を図る観点から、園芸施設共済(少なくともプラスチックハウスⅡ類)については平成30年4月から、農業者ごとの危険段階別共済掛金率を導入するよう農林水産省から指導があった旨の通知が県からありました。(資料6)

このため、園芸施設の内、プラスチックハウスⅡ類について、危険段階別共済掛金率を導入すべく本市農業共済条例の一部を改正します。

《用語解説》

【共済責任期間】対象となる共済目的に共済事故が発生し、一定基準を超える損害があった場合、加入者に対して共済金を支払う責任を持つ期間のことです(園芸施設共済の場合、掛金受領日の翌日から1年間)。

【プラスチックハウスⅡ類】主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分がパイプにより造られている施設です。

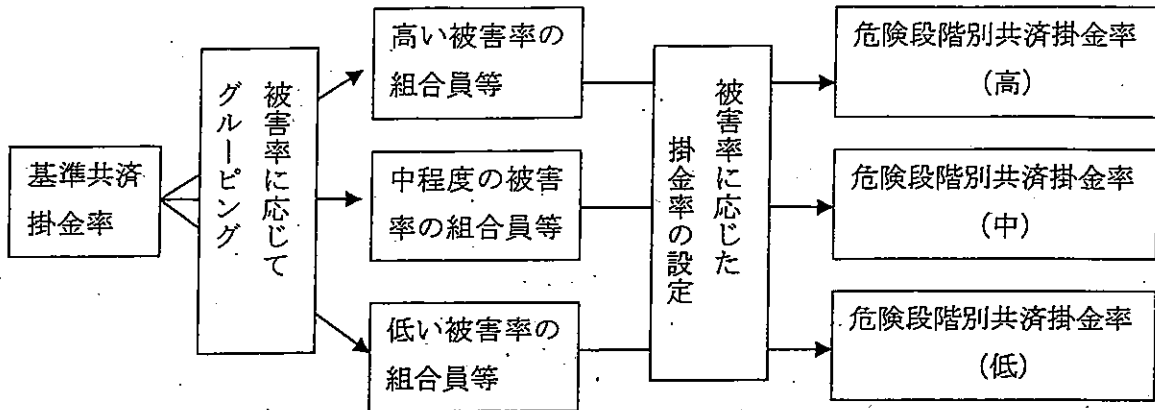
2 園芸施設共済の危険段階別掛金率導入について

現行では、園芸施設共済の共済掛金率は、農林水産省令で定める特定園芸施設の区分ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別ごとに、国の示す兵庫県の園芸施設基準共済掛金率と同率としており、このため加入者間同一となっています。

今回、プラスチックハウスⅡ類について、前述の規定による共済掛金率に代えて、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、加入者それぞれの被害率に応じた掛金率となるように設定します。

なお、被害率に応じた危険段階別共済掛金率は、県知事への条例変更認可申請後、県知事承認を得たのち、市規則において定めることとなります。

3 危険段階別共済掛金率設定のイメージ (参考)



4 今後のスケジュール案について

平成30年2月中旬 条例案を市議会に提案

平成30年3月下旬 条例案の市議会可決後、公布
 宝塚市農業共済条例変更認可申請 ⇒ 兵庫県知事認可
 宝塚市危険段階基準共済掛金率等に係る認可申請
 ⇒ 兵庫県知事認可

平成30年4月1日 条例施行
 宝塚市園芸施設共済の危険段階別共済掛金率を定める規則の制定

農業災害補償法の一部を改正する法律の概要

平成29年7月
農林水産省

I 趣旨

農業経営の安定を図るため、従来の農業共済事業に加え、農業者の農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための農業経営収入保険の事業を創設する等の措置を講ずる。

II 法律の概要

1 題名

法律名を「農業災害補償法」から「農業保険法」に改める。

2 農業経営収入保険事業の創設

(1) 保険資格者 (第176条及び第177条)

- ① 青色申告を行い、経営管理を適切に行う農業者（個人・法人）とする。
- ② 農業経営収入保険は、保険資格者が申し込み、全国連合会が承諾する方式（任意加入制）とする。
- ③ 類似制度の加入者は、農業経営収入保険に加入できないこととする。

(2) 対象収入 (第179条)

農業者が自ら生産した農産物（農産物に簡易な加工を施したものを含む。）に係る収入金額（農業収入金額）とする。

(3) 補償内容 (第16条、第18条、第180条～第182条)

- ① 保険期間中の農業収入金額が、過去一定年間の農業収入金額等を基に定めた基準収入に農業者が選択する割合を乗じた金額を下回った場合に、下回った金額の一定割合の金額を支払う。
- ② 農業経営収入保険においては、保険方式と併せて積立方式を組み合わせることができることとする。
- ③ 保険料率は、危険段階ごとに定めることとする。
- ④ 農業経営収入保険の保険料の2分の1を、積立方式による補填の4分の3を、それぞれ国が負担する。

3 農業共済事業の見直し (第97条、第135条（旧第16条）、第137条等)

- ① 農作物共済の当然加入制を廃止し、任意加入制とする。
- ② 家畜共済を死亡廃用共済及び疾病傷害共済に分離、家畜共済の支払機会の拡大（と畜場で発見される牛白血病、共済加入者間で取引された家畜の初期2週間の事故については、政令等で規定する。）等の見直しを行う。
- ③ 共済掛金率は、危険段階ごとに定めることとする。
- ④ 引受方式、共済金の算定方法、国の再保険方式等の詳細については、政省令で規定することとする（一筆方式の廃止及びその移行時期等については、省令で規定する。）。

4 全国連合会 (第5条、第175条、第188条等)

- ① 全国を区域とする農業共済組合連合会(全国連合会)を設立できることとする。
- ② 全国連合会は、農業経営収入保険の運営等を行うものとする。
- ③ 全国連合会から、農業共済組合、市町村等への事務委託を可能とする。

5 政府再保険等 (第204条、第224条等)

- ① 政府再保険に全国連合会の行う農業経営収入保険を追加する。
- ② 都道府県知事の要請を受けて、農林水産大臣が農業共済組合に対する検査を実施できることとする。

6 罰則 (第189条、第227条等)

農業経営収入保険の事務に関わる役職員に秘密保持義務を課すとともに罰則を整備するほか、他法令に合わせた罰金等の引上げを行う。

7 その他 (第91条等)

農業共済組合の合併規定の整備その他所要の規定を整備する。

Ⅲ 施行期日等

1 施行期日及び新制度への移行時期 (附則第1条、第7条～第9条及び第11条)

平成30年4月1日(農業経営収入保険の実施及び農業共済の新制度への切替は、平成31年産からとする。)

2 検討 (附則第14条)

政府は、この法律の施行後4年を目途として、農業保険の制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることとする。

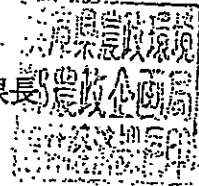
農業災害補償法の改正前後の新旧対照表(園芸施設の共済掛金率に関する事項(抜粋))

改正前(農業災害補償法から抜粋)	一部改正後(農業保険法から抜粋)
<p>第二百十条の二十三<u>園芸施設共済の共済掛金率は、農林水産省令で定める特定園芸施設の区分(以下「施設区分」という。)ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別(施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により農林水産大臣が定める別をいう。以下同じ。)ごとに、園芸施設基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定める。</u></p> <p>②前項の園芸施設基準共済掛金率は、施設区分ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別ごとに、農林水産省令で定める一定年間における地域別の被害率を基礎として、農林水産大臣が当該地域別に定める。</p> <p>③組合等は、<u>第一項の規定による共済掛金率に代えて、施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別ごと及び前項の規定により農林水産大臣が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。</u>この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の園芸施設危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内で共済規程等で定めるものとし、その園芸施設危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各園芸施設危険段階基準共済掛金率の算術平均が第一項の園芸施設基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。</p> <p>④第一項の園芸施設基準共済掛金率は、三年ごとに一般に改定する。</p>	<p>第六十条<u>園芸施設共済の共済掛金率は、特定園芸施設の種類その他の農林水産省令で定める共済関係の区分(以下この条において「共済掛金区分」という。)ごと及び危険段階ごとに、基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。</u></p> <p>②前項の基準共済掛金率は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が共済掛金標準率に一致するように、組合等が共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに定める。</p> <p>③前項の一定年間における被害率を基礎として、農林水産大臣が定める。</p> <p>④第二項の共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。</p>

農経第1293号
平成29年10月31日

関係市町担当課長
関係一部事務組合事務局長 様

兵庫県農政環境部
農政企画局長農林経済課長



農業者ごとの危険段階別共済掛金率の導入について

平素より、農業共済制度の適正な運営にご尽力いただきありがとうございます。

さて、標記の掛金率については、農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年6月23日公布法律74号）により、平成31年1月以降に共済責任期間が開始する全ての共済目的において、導入が義務化されたところです。

これに先立ち、平成29年4月14日に開催された都道府県農業災害補償制度関係主管課長会議及び農業共済組合連合会等全国参事会議において、加入推進を図る観点からも、畑作物共済（大豆）については30年産から、園芸施設共済（少なくともプラスチックハウスⅡ類）については平成30年4月から、農業者ごとの危険段階別共済掛金率を導入するよう農林水産省から指導があったところです。

つきましては、上記共済目的については、国指導に沿った導入に向け、ご対応いただきますようお願いいたします。

農業共済金融班

〔担当〕 永多（えいた）

〔電話〕 078-341-7711(3964)

〔E-mail〕 kazuki_eita@pref.hyogo.lg.jp



